

平成24年
第3回定例会

使用料条例改正、原案、修正案共に否決!!

—新庁舎、臨時売店の使用時間を制限する改正案に異議あり—

平成24年第3回（9月）定例会では、市長から提案され

た議案20件、委員会提出議案2件の計22件の議案と、請願1件、議長発議1件が上程されました。

定例会初日には20議案が上程され、諮問1件、同意案3件、委員会提出議案2件、議長発議1件を審議し、それぞれ可決しました。また、使用料条例の改正などの16議案及び請願1件は、9月11日から14日までの各常任委員会において審査を行いました。

9月18日には、定例会初日に各常任委員会に付託された案件について委員長の報告、討論、採決を行い、使用料条例の改正を除き、すべて提案どおり可決し、請願を採択しました。

その後、決算認定案2件が追加提案され、これらの審査のため、12名の委員で構成す

る平成23年度決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることになりました。

■第3回定例会で可決した案件

- 条例案…………… 5件
- 諮問…………… 1件
- その他…………… 4件
- 議長発議…………… 1件
- 予算案…………… 6件
- 同意案…………… 3件
- 委員会提出議案…………… 2件
- 請願…………… 1件

■使用料条例改正案概要

新庁舎における臨時売店の使用料を改定するもの。

	使用時間	使用料
原案	午後0時から午後1時まで	1,750円
修正案	1時間につき	1,750円

■第3回定例会の日程	内 容
9月3日（1日目）	開会、会期の決定、議案説明、諮問採決【適任可決】、同意案採決【同意可決】、議案付託（常任委員会）、請願付託、委員会提出議案採決【原案可決】、議長発議【原案可決】
9月5・6・7・10日（2日目～5日目）	一般質問（11名）
9月11～14日	付託議案の常任委員会
9月18日（6日目）	常任委員長報告—議案採決【原案可決】、【否決】（詳細P16）、請願【採択】、議案説明、平成23年度決算特別委員会設置・委員の選任・議案付託、閉会中の継続審査、閉会

本会議の討論・議決結果（委員会へ付託して審査した案件）

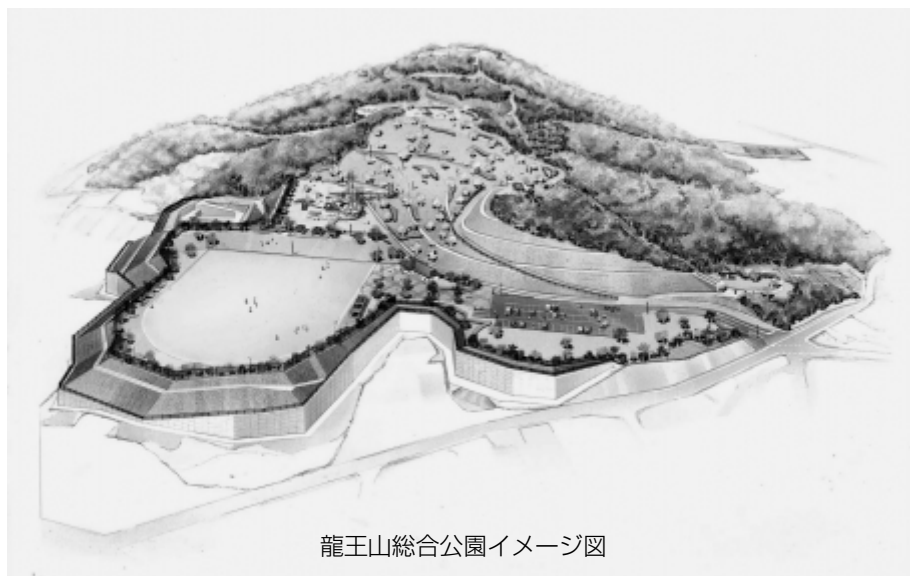
【総務委員会付託案件】

<ul style="list-style-type: none"> ・財産の取得 	原案 可決
<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示の実施に伴う関係条例の整理 	
<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市暴力団排除条例の一部改正 <p>〈賛成討論〉</p> <p>国の法改正の内容は、特に危険な暴力団に指定し、その組員が不当要求をすれば、中止命令を出さずに即座に逮捕できる直罰規定、暴力追放運動推進センターが、住民に代わり組事務所の使用差し止め訴訟の手続をできる制度など盛り込まれており、条例改正は市民に希望を与えるものであり、賛成する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市使用料条例の一部改正 <p>〈原案賛成討論〉</p> <p>今でも届出制により3社が参入しているが、ニーズに変化があれば、参入業者も増えているはずであり、使用料に対する業者からの不満も出ておらず、現状に鑑みて対応されたものと判断する。なお、臨時売店は、職員の待遇改善に役立てられてきた歴史もあり、業務に支障のない範囲での空きスペースの活用でもある。業者に準備や片づけの時間を今後、保障されることを要望し、賛成する。</p> <p>〈修正案賛成討論〉</p> <p>来年から新庁舎へ移ることを踏まえ、業者へ周知徹底を早くし、心配なく営業ができる体制をつくることも、大きな意味があると思う。提案された議会、また議員として、このたびにある程度の方向性を求めることが、必要であると思う。これらを踏まえ、開かれた庁舎の中で市民が、なりわいが、限られた場所ではあるができることを示すところが大事であるため、賛成討論とする。</p> <p>〈修正案賛成討論〉</p> <p>もともとは職員の福利厚生ということで、今までは昼休みの時間に限定されていたが、1時間限定ではなく、1時間につきとすれば、1時間が2時間、3時間になろうと、庁舎内で将来売店を使用される方がいた場合、ベターと思うので、修正案に賛成する。</p> <p>〈原案及び修正案反対討論〉</p> <p>抜本的に、かつ全体的に市庁舎全体の市民の利用できる事柄をまとめ、しっかりとした条例をつくる必要があると考える。今回は、臨時売店のみに限定された協議がなされたが、企業と新商品のPRをするなど、さまざまなことがあると思う。利用できる業種、その場所等を協議し、しっかりとした条例にするべきであり、今、部分的な修正を拙速に行うことには反対する。</p> <p>〈原案及び修正案反対討論〉</p> <p>原案に対する反対は、職員の休憩時間に合わせるのには、柔軟な庁舎運営にならないということ。修正案に反対する理由は、議会の審議経過を執行部に考えてもらい、議会側が拙速に修正をかけるよりも、考えた結果を、改めて12月に執行部から提案してもらいたいので反対する。</p>	原案 否決 ・ 修正案 否決
<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市税条例の一部改正 	
<p>原案 可決</p>	

【建設委員会付託案件】

・市道の路線の廃止（有吉湯谷迫線ほか1路線）	原案 可決
・市道の路線の認定（寺家北47号線ほか4路線）	
・請負契約の締結（龍王山総合公園整備工事）	
・東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正	

※ 委員会での審査内容は、P20の「委員会での審査概要」をご覧ください。



龍王山総合公園イメージ図

●平成24年度一般会計補正予算（第2号）を可決しました
（総務委員会付託）

補正額 1億3,869万2千円増 補正後の総額 723億1,890万2千円

（主な補正内容）

- ・民生費（地域資源を活用する日常的な支え合い体制づくりを行う事業への補助等） 4,015万6千円増
- ・衛生費（休日診療所の時間延長などを行うための経費等） 693万8千円増
- ・農林水産業費（有害鳥獣対策事業等） 2,466万3千円増
- ・商工費（新技術開発支援事業補助金等） 600万円増
- ・土木費（寺家地区土地区画整理事業関連公共事業等） 5,596万8千円増
- ・消防費（耐震性貯水槽整備事業等） 373万3千円増

委員会での主な意見・質疑応答

Q 緊急消防援助隊活動費国庫負担金は何を対象とするのか。

A 平成23年度における東日本大震災への緊急消防援助隊の派遣にかかった経費全額である。



東広島市休日診療所

●平成24年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）	補正額	補正後の総額	付託委員会
公共下水道事業（1）	3,755万2千円増	73億3,049万5千円	建設
寺家地区土地区画整理事業（1）	3,000万円増	6億9,292万円	
国民健康保険（2） 事業勘定	9,875万1千円増	157億3,746万円	文教厚生
後期高齢者医療（1）	360万7千円増	15億1,757万7千円	
介護保険（1）	2,753万円増	110億 125万5千円	

委員会での主な意見・質疑応答

〈国民健康保険特別会計〉

Q 国保財政調整基金を取り崩した場合、残高はいくらになるか。

A 基金の残高は、平成23年度末が8億5,800万円余で、今回9,812万3千円を取り崩し、残額は約7億6,000万円となる。

〈後期高齢者医療特別会計〉

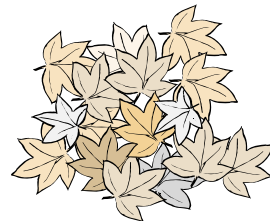
Q なぜ、今回のみ標準システム機器の更新費用を広島県後期高齢者医療広域連合が全額補助するのか。

A 今の機器は、5年間のリースで導入しており、その5年が経過したため、必然的に新たなものに変えなければいけないが、今回は全額補助対象となったため。

〈寺家地区土地区画整理事業特別会計〉

Q 3,000万円増額補正を行う具体的な内容はなにか。

A 区画整理事業の場合、広い面積を造成しているが、年度ごとに分けて事業を計画的に進めるように考えている。今年度についてさらに前倒ししたほうが、来年度以降の工事がより進みやすくなるため、工事エリアを広げるもの。



本会議の議決結果（委員会への付託を省略した案件）

<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること 高屋町小谷4014番地 かぐり けいこ 加栗 恵子 	適任可決
<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会委員の選任の同意 西条町吉行2159番地 やなぎもと りょういつ 柳本 良逸 	同意可決
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意 西条中央六丁目2番29号 いとう しゅうそう 伊藤 秀三 	
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意 河内町河戸1160番地 よしはら みつお 吉原 光男 	

委員会提出
議案
を可決しました

● 地方財政の充実・強化を求
める意見書

1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常予算とは別に計上すること。

2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。

3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。



● 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担

制度の2分の1復元に係る意見書

1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とするこ

と。
2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

請願
を採択しました

● 「農地・水保全管理支払交付金」に関する請願書

▽ 請願の要旨

平成24年度からの「農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）」の基本単価を、10アールあたり田3300円を4400円に、畑2100円を2800円に、それぞれ引き上げる措置を講じ

〈賛成討論〉

事業は、国の趣旨の中に農業集落地の1つの団結を求めるものである。集落の農業施設の保全というものが大きなもので、なおかつ、本市は市民協働という大きな柱のもとに、市民と行政が一体となって行政運営がなされている。協働部分について、職員も必死になって地域に説明をして、今の状況ができています。市の責任においても、今からの東広島市の農業施策の万全を期する形で施行していくためにも、絶対に必要な事業だと思っております。

議長発議

を可決しました

● 議員派遣

◎ 友好都市親善訪問

・ 日時 11月中の6日間

・ 場所 中国徳陽市

・ 内容 友好都市との親善・交流

・ 対象者 議員2名



農地・水保全管理事業（草刈作業）